3

とにした逸脱域としてのリスク」

経営の都合上「想定・対応しないこ

以上の三つである

ダーに明示していかなければならない

判断の妥当性を問う上で、

ステー

クホル

経営

な投資などの会計面の観点からも、

また引当金やリスク管理への

健全で適正

えに関する対応や継続疑義の観点からも、 行規則100条における損失等の危機への備 断し対応しているかについて、会社法施 っても、それぞれに各企業がどう経営判

リスク」

なかったことによって想定外となった

「想定されるリスクすら検討・対応

1

人知を超え「まったく想定すらでき

それらは、

そこで、同じ「想定外のリスク」と言

なかったリスク」

面を含めた三種類に分けて考えてみたい。

ここで、「想定外リスク」を人災的な側

三種類の想定外リスク

はじめに 東日本大震災およびその他の災害等で

ご冥福を心よりお祈り申し 被災された方々のご安全と一日も早い実 ある復旧復興とともに、尊 あげます。 い御霊への

これまでの における問題点 リスク 対策

忘れてはならない刻印となった。 害は、われわれ日本人が忘れ得ず、また、 原発事故による放射能汚染等の超広域災 とそれによる大津波、東京電力福島第一 二〇一一年三月一 一日の東日本大震災

に残念でならない

今回の大災害を受けて、企業側では、

ようになった。 り喫緊の課題であるとやっと認められる おける予算取りをすることが、妥当であ それらを想定内リスクとして企業経営に

策として、今回のような甚大な災害への業経営におけるリスク対策・危機管理対 する企業が極めて多かったことは、非常 することを経営陣から一笑に付されたり たり、一〇〇年以上前の大災害を話題に 対応は、感情的で過大な対応とみなされ しかし、この震災の少し前までは、

である。

資金面において都合よく」ある時点から ルタントたちは、往々にして「経営面 多くの企業や防災・減災対策のコンサ

> 傾向にある。 た統計手法や科学的手法を重宝してきた ある時点の過去のデー タを意図的に用

論理的で賢明な判断を装い、 統計データなどの独り よい「想定外リスク」が作られてきたの して、収益戦略遂行上で経営上の都合の つまり、甚大な災害へ 歩きを許 の備えにおいて、 、逸脱範囲と しつ つ、

想定外リスクを生じさせてきたリスク要 という一言を、恣意的な「人災の免罪符」 因そのものであった。「想定外のリスク よって「想定内リスク」を設けることが、 うな法令解釈や経営陣の恣意的な判断に としてはならない。 もっともらしく論理的で妥当とされそ

災害 対する

は(前編)

災害マニュアル策定等の面から検証する 応できるようにするにはどうすればよいのか。企業の危機管理体制を「想定外」の事態にも対

災害マー

ユ

ルの再考に向け

日本マネジメント総合研究所 理事長

戸村智憲

会社法施行規則

(業務の適正を確保するための体制)

第100条 法第362条第4項第6号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる 体制とする。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務 の適正を確保するための体制

2 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、前項に規定する体制には、取 締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。 3 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款

の定めがある株式会社を含む。)である場合には、第1項に規定する体制には、次 に掲げる体制を含むものとする。 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当 該使用人に関する事項

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報 告に関する体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

する必要があると思われる。 当性を見る上でも透明性ある情報開示を 等を含めた実効性ある会社法型の内部統 制を超えた、本来、日本企業に求められ 財務報告同様に、引当金や負債認識の妥 をどの程度までコントロール・減災対応 るべき危機管理・事業継続マネジメント の文書作成のテクニック論的に普及して 被害を生じさせるのか等について「リス ようなリスクがあり、それがどの程度の きない中では、自社がどのようなリスク しまったJ-SOX対応としての内部統 し、これらを見送ってしまうことでどの そして、財務のみに偏重して監査対応 ・ディスクロージャー制度」として、 実務上、あらゆるリスクをゼロにはで

形骸化したリスク管理

制が必要となっているのである。

企業では、会社法施行規則⑩条を勘案 損失等の危機への備え・体制・規程 BCP (事業継続

理能力を高めるための訓練も、儀式化さ 計画) などの対応がなされてきた。 のように形骸化された対応でよしとして を整えるものとして、 いる企業が多いのは問題である。危機管 しかし、往々にして「アリバイ作り

ていた企業が多い。 れて実効性が著しく欠ける姿勢で終始

会社法務A2Z 2011.11

(注1)加藤一郎編『注釈民法(19)債券(10)』313頁、五十嵐

(注2) 神戸地判平成11年9月20日判時1716号105頁。

あらい・まさる 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士。 平成9年東京大学法学部卒業。同11年弁護士登録。主な取扱い分 野は、企業の訴訟等の紛争案件全般、不動産関連案件、事業再生 案件。主な著書として『震災法務Q&A企業対応の実務』(共著、2011、きんざい)、「事業会社のための倒産手続と動産・債権担保の実務 第1回〜第4回」(『NBL』924〜927号、商事法務)、『倒 産法全書 上巻・下巻』(共著、2008、商事法務)。

震災対応が求められる。

災害時における自家発電設備等の 建物の耐震性能についての説明と 新規テナントの確保のためには、 が予想され、既存テナントの維持、 応を求められる機会が増えること

(有斐閣、1965年)。

前のものであり、 た建物の多くが新耐震基準導入以 淡路大震災では、倒壊・ かしながら、 その後、 この大 大破し の阪神

(2) 耐震改修促進法の制定

(1) 耐震基準

建物の耐震性能にかかる

により、いわゆる「新耐震基準」 年七月、建築基準法施行令の改正 県沖地震が契機となり、昭和五五 ては、昭和五三年に発生した宮城 そもそも建物の耐震性能に関し

が導入された。

ては、既存不適格建築物としてそ あって、それ以前の建築物につい れた建築物から適用されるもので 一日以降に建築確認申請が提出さ まま取り残され 同耐震基準は、昭和五六年六月 た。

所有者としての責任耐震性不足建物の

所有者には、状況により一定の法 震が発生した場合には、 耐震改修工事が行われない中で地 建物の耐震性能に問題があり 当該建物

関する法律)」が制定された。 震災の教訓を踏まえ「耐震改修促 進法(建築物の耐震改修の促進に

回答や、自家発電設備等の震災対

東日本大震災では、土地や建物においても甚大な被害が発生した。 今回の震災を踏まえ、不動産における法的トラブルには どのような対策が必要となるのか、整理・検証する。

をめぐる

^{弁護士} 荒井正児

見直し、また、不動産取引にあた

の安全性や今後の管理のあり方を について、耐震性の観点から建物

地盤の状況等を重視する動きが見 って、従前以上に建物の耐震性や

られるところである。

本稿では、今回の震災を踏まえ、

「学校、体育館、劇場、観覧場、集会 ととしている。さらに同法は、平 対し、耐震診断および耐震改修に が広く対象とされるに至って る建築物」で一定規模以上のもの 物の追加等が行われた。その結果、 る建築物の規模の引き下げ、対象 団体による指導・指示の対象とな 成一八年改正によって、地方公共 びに指示等をすることができるこ ついて必要な指導および助言なら の規模を有する建築物の所有者に 公共団体が一定の用途または一定 の努力義務を課すとともに、地方 建築物の所有者に耐震診断・改修 同法は「多数の者」が利用する 展示場、百貨店、事務所、老人 ム、その他多数の者が利用す いる。

いる。 場合には、所有者が損害賠償責任 の責任は、無過失責任と解されて を負う(同条項但書)。この所有者 意をしたときは」免責され、その 害の発生を防止するのに必要な注 なお、所有者の無過失責任との

保存に瑕疵」がある場合には、 解され、建物について「設置又は の占有者または所有者は、被害者 建物は土地の工作物に当たると

(1)土地工作物責任

対して損害賠償責任を負う(民法 に瑕疵」があり、これによって他土地の工作物の「設置又は保存 地の工作物の占有者は、被害者に 人に損害を生じさせたときは、

ただし、占有者については、「損

学説上は、所有者による不可抗力 問題となる。この問題については、 所有者の免責が認められないかが 関係では、瑕疵の要件や因果関係 基礎としたものがある(注2)。 ても不可抗力免責を認める立場を あり(注1)、下級審裁判例におい の抗弁を認めるべきとするものが お地震等の不可抗力を理由とする の要件を満たした場合においてな

> 来備えているべき安全性を有して される地震動に耐え得るという本 は、まずは当該建物が、通常予想 第三者に被害を生じさせた場合に や塀などの土地の工作物が倒壊し (2) 裁判例 以上のように、地震の際に建物

日判ター〇〇九号二〇七頁 判時一〇〇七号三〇頁 神戸地判平成一〇年六月一六

日判時一七一六号 神戸地判平成一 一年九月二〇

3

していない場合」をいうと解されれた地震動に耐え得る安全性を有 とは「通常発生することが予測さ その物が本来備えているべき性質 る (仙台地判昭和五六年五月 は保存に瑕疵」が認められる場合 や設備を欠いていることをいう。 た「設置又は保存に瑕疵」とは、 建物の耐震性に関して「設置又

判時一〇〇七号三〇頁等参照)。

いたか否かという瑕疵の存否が問

題になる。 否が争われた裁判例としては、 いて、 地震時の建築物等の倒壊事故に 仙台地判昭和五六年五月八日 耐震性にかかる瑕疵の 存

15 会社法務A2Z 2011.11 会社法務A2Z 2011.11 14

はじめに

今回の震災を踏まえ、まず見直

所建有物の

・賃貸人のが耐震性能と

見解ではないことを念のため申し り、筆者の所属する法律事務所の たる部分は筆者の個人的意見であ 解説する。なお、本文中意見にわ 生じうる法律問題を改めて整理 不動産をめぐる震災対応に関して

津波による建物の倒壊が多く発生

法的責任を問われる場面が生じう

今後の震災による被害に対して、 対策に問題のある建物の所有者は、 る。耐震性能や地震に対する安全 されるべきは建物の耐震性能であ

者は、賃貸人として既存テナント る。とりわけテナントビルの所有

から建物の耐震性についての調査

すぎた。今回の震災では、地震や

東日本大震災の発生から半年が

相当広範囲に見られた。企業にお 物の傾き、液状化といった現象が したほか、軟弱地盤に起因する建

いても、所有不動産や賃借不動産